

山梨県物流等基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

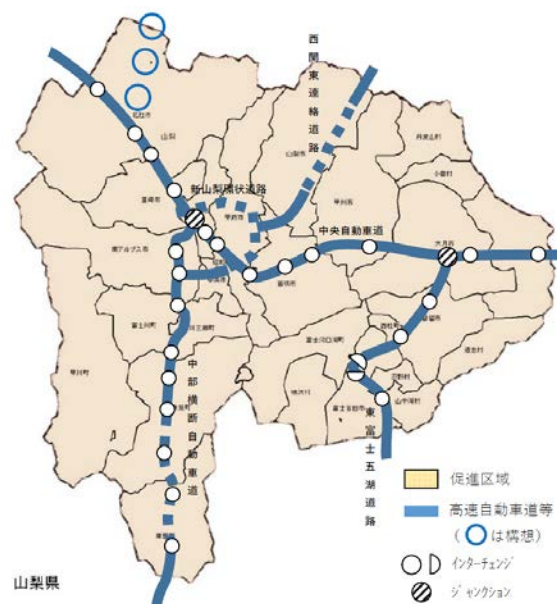
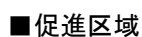
(1) 促進區域

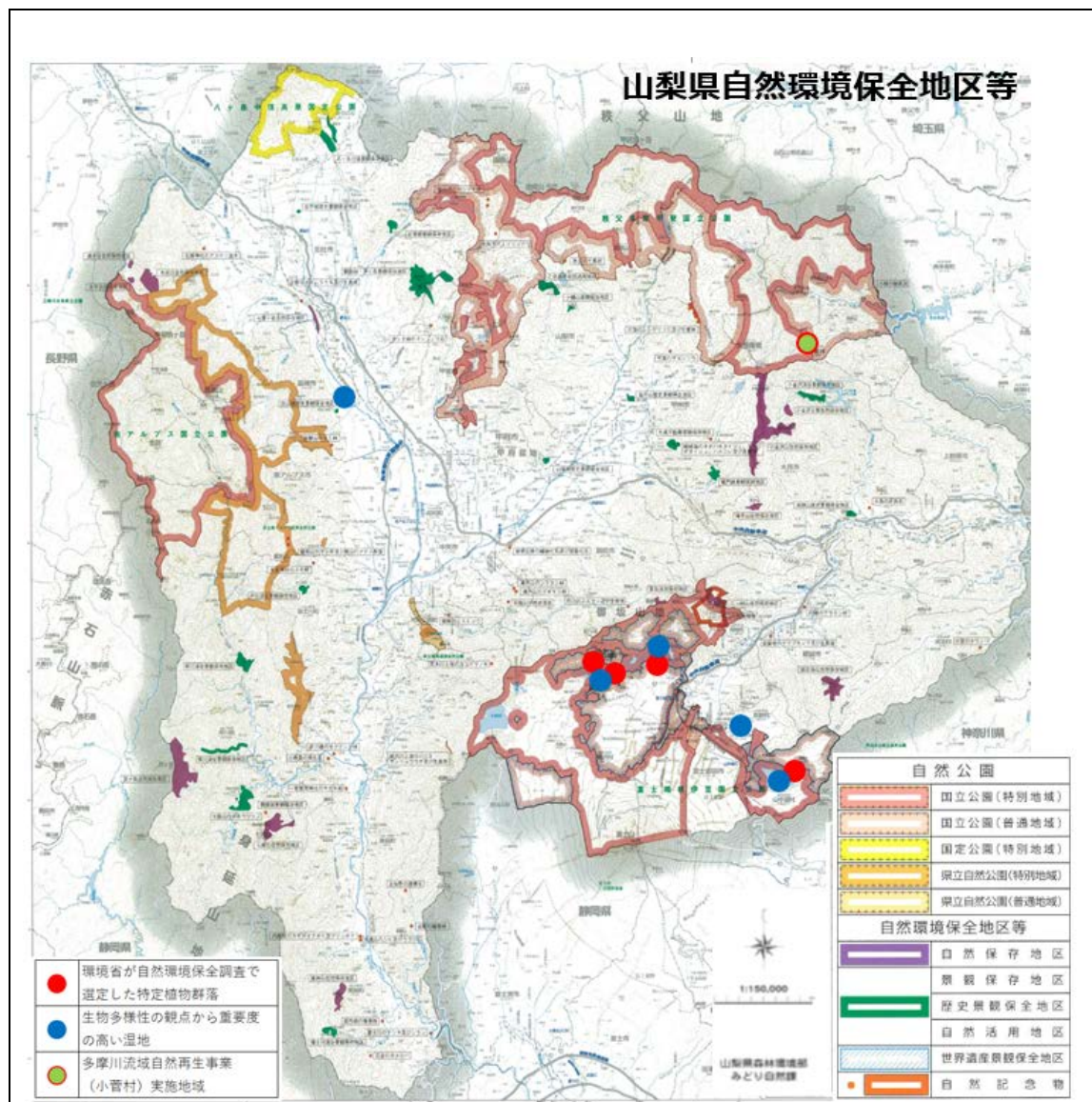
設定する区域は、山梨県全域（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）の行政区域とする。概ねの面積は446,500ha程度である。

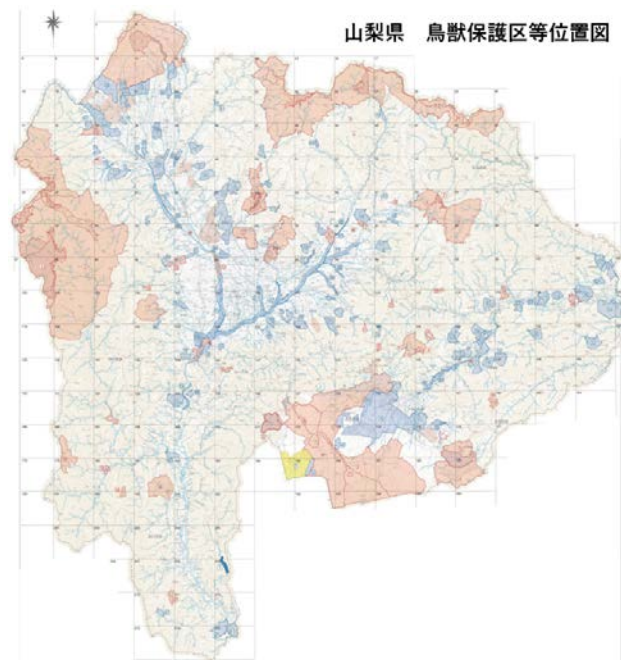
本区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（北岳キタダケソウ生育保護区）、富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園が含まれるが、本区域から除く。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に指定する鳥獣保護区、八ヶ岳中信高原国定公園、山梨県自然環境保全条例に基づく山梨県自然環境保全地区等、県立四尾連湖自然公園、県立南アルプス巨摩自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業（多摩川流域自然再生事業（小菅村））の実施地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。







凡 例	
①	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
②	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
③	自 然 公 園 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area according to Natural Park Law

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業の状況等）

- 本県の面積は 446,500ha であり、県庁所在地である甲府市は県のほぼ中央に位置する。鉄道では甲府市を中心に JR 中央本線が東西に走り、以南は JR 身延線が結ぶ。富士北麓地域は大月市から富士急行線が連絡している。特急列車を利用した場合、東部の大月から最西部の小淵沢まで 1 時間、甲府市中心部から最南部の南部町まで 1 時間で到達する。
- また、中央自動車道により県東部の上野原 IC と西部の小淵沢 IC が約 1 時間 15 分で結ばれている。新東名高速道路と中央自動車道を結ぶ中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT 間は、平成 31 年 3 月までに新清水 JCT から富沢 IC、及び下部温泉早川 IC から双葉 JCT までが順次開通し、富沢 IC から下部温泉早川 IC 間についても現在整備が進められており、予定されている令和 2（2020）年までに全線順次開通することにより、南北の動線が確立する。
- 甲府市と富士北麓地域は国道 137 号、国道 358 号及び中央自動車道により、それぞれ 1 時間程度で結ばれている。甲府都市圏においては、高速道路と接続する新山梨環状道路の整備が進められ、南アルプス市周辺から甲府市南部の山梨県産業技術センターや大規模な展示場である山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨へのアクセスが飛躍的に向上した。また、新山梨環状道路の開通により、産業間の連携が促進されるとともに、山梨大学医学部附属病院や大規模な商業施設がこの道路の沿線上に立地していることから、医療をはじめ生活環境が整っている。

- ・このように、県内は交通網が発達しているため、移動に要する時間が短く、県全域として地域間のまとまりは相当程度高い。
- ・また、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の周辺は、中央自動車道の（仮称）甲府中央スマートICの整備が進められている。令和9（2027）年に東京・名古屋間で開業予定のリニア中央新幹線の山梨県駅の建設が近隣で予定されており、本県と東京圏は約25分、名古屋圏とは約40分で結ばれることにより、更なる発展が期待される。
- ・平成28年経済センサス活動調査では、本県の運輸業及び郵便業の占める雇用者数及び付加価値の割合は、平成27年度時点でそれぞれ約4.2%、約4.6%となっている。また、平成23年度から平成27年度の増加率を見ると、運輸業は43.0%増、郵便業は23.6%増と、大幅に増加している。

■教育機関・研究機関等の分布

- ・地域の研究開発等の支援や、人材育成を行う機関には次のような施設があり、県内全域に分布している。
- ・本計画は、当該地域の地方公共団体が行う取り組みに対し、教育機関・研究機関が連携し、地域経済の発展に貢献する事業に支援を行う必要があることから、全県で一体となって推進していく。

峡中地域	山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学、山梨県立宝石美術専門学校、山梨県総合理工学研究機構、山梨県産業技術センター(甲府技術支援センター)、(公財)やまなし産業支援機構、やまなし地域産学官共同研究拠点、水素技術センター 等
峡東地域	山梨県産業技術センター（ワインセンター）、山梨県立産業技術短期大学 等
富士・東部地域	都留文科大学、健康科学大学、帝京科学大学、山梨県産業技術センター（富士技術支援センター） 等

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・平成28年経済センサス活動調査では、本県の運輸業及び郵便業の雇用者数及び付加価値の平成23年度から平成27年度の増加率は、それぞれ43.0%増、23.6%増と、大幅に増加している。
- ・本県では2020年に新東名高速道路新清水JCTから中央自動車道双葉JCTまでの区間が接続し、静岡方面、長野方面との交通の利便性が大幅に向上することから、今後も、より一層の成長が見込まれる。
- ・更に、2027年のリニア中央新幹線の開業もあり、東京圏、名古屋圏との物や人の流れ

が拡大し、物流分野の事業が見込まれることから、これを支援し、県内に多くの雇用を生み出すとともに、従来の雇用者の給与増を通じて地域内に高い波及効果をもたらす状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・ K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、域内への波及効果、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	685 百万円	—

【任意記載の K P I 】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	46 百万円	—
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	—	10 件	—
地域経済牽引事業の域内への波及効果	—	1.5	—

- ・ 1 件あたり年 4,568 万円（※）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 10 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で約 6.85 億円の付加価値を創出することを目指す。

※山梨県の 1 事業所あたり付加価値額 4,568 万円（経済センサスー活動調査（平成 28 年））を参考とした。

〈算出式〉

山梨県の 1 事業所あたり付加価値（4,568 万円）×10 件×波及効果（1.5）≒685 百万円

- ・ 地域経済牽引事業の新規事業件数 10 件は、中央自動車道を活用した東京方面へのアクセスの要衝となる甲府南 IC 周辺及び中部横断自動車道を活用した静岡方面へのアクセスの要衝となる南アルプス IC 周辺については各 2 件、その他の 6 区域については各 1 件の地域経済牽引事業を創出することを目標としている。
- ・ 波及効果 1.5 は、県内の生産波及の大きさの全産業平均値である 1.3043 倍（山梨県産業連関表（平成 23 年））を参考とした。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性を活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,568 万円（山梨県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 28 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在し、地域経済牽引事業計画に記載されている任意の事業者の売り上げが開始年度比で 5 % 以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者と地域経済牽引事業に記載されている任意の事業者との取引額が開始年度比で 3 % 以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在し、地域経済牽引事業計画に記載されている任意の事業者の雇用者数が開始年度比で 1 % 以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在し、地域経済牽引事業計画に記載されている任意の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3 % 以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域 1】甲府市

下曾根町 字堰向、字地藏河原、字塚田、字大正

上曾根町 字石原田、字西沼、字下瀬古

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 88ha 程度である。

この区域は、中央自動車道の甲府南 IC に隣接しており、国道 140 号や国道 358 号、県道甲府精進湖線などの幹線道路が複数交差する交通の要衝であるとともに、近接して地域高規格道路の新山梨環状道路があり、中部横断自動車道へも本区域から 15 分程度でアクセス可能である。また、区域に隣接して都市計画公園の曾根丘陵公園及び行政機関が立地しており、区域の大半が下水道の計画区域となっている。周辺には甲府南部工業団地西下条地区、甲府南部工業団地大津地区、山梨県食品工業団地等も立地しており、これら工業団地へのアクセスが容易であることから多くの企業の生産物流拠点として活用が見込まれる。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、北東部を中心に米作や果樹野菜の栽培を中心とした 18.2ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定無し。(笛吹川都市計画区域)
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、更なる公共交通の充実に努めるとともに、国や県が推進する新たな広域高速交通網を活かした産業系の立地を促進し、積極的な企業誘致や支援施策を進めることとなっている。
- ・甲府市産業ビジョン：産業振興を図る取組の方向性の 1 つとして「産業拠点機能の強化」を掲げ、高速交通網のインフラを武器に、巨大消費地である東京に向けたサプライチェーンの最終地として甲府市をアピールし、物流業の誘致と活用を行うこととしている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 2】甲府市

落合町 字橋場、字竹道、字曾根、字田通、字中瀬、字沼、字五反田、字福部

下鍛冶屋町 字整理地、字十六枚

西油川町 字天神、字蛭沢、字釜池、字桑田、字志多田

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 143ha 程度である。

この区域は、地域高規格道路の新山梨環状道路の（仮称）落合西 IC や（仮称）落合東 IC が計画されており、特に落合西 IC は、令和 2 年度の供用を目指し工事が進められているところである。区域内の東側には山梨県機械金属工業団地が、北西側には都市計画公園の小瀬スポーツ公園がある。また、県道甲府精進湖線が区域の西側外縁から南側外縁にかけて通じているとともに、中央自動車道甲府南 IC まで車で 5 分程度と近く、本区域からは中部横断自動車道にも新山梨環状道路を利用して 15 分程度でアクセス可能となることから、既存の工業団地の企業はもとより、多くの企業の生産物流拠点として活用が見込まれる。

さらに、甲府市は、既存の工業団地から 500m の区域内における、工業系の工場及び事務所の土地利用に関する地区計画作成のための「甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱」を平成 21 年度に制定している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、南部を中心に 32.6ha 程度の米作や果樹野菜の栽培を中心とした農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域は全域が市街化調整区域であるが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、公共交通の充実に努めるとともに、地区計画制度に基づき、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を推進することとなっている。
- ・甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱：甲府市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画原案を作成するための案の作成に関し必要な事項を定めており、良好な工業用地環境の形成及び維持に寄与し、周辺環境と調和した市街化調整区域の土地利用を図ることとしている。
- ・甲府市産業ビジョン：産業振興を図る取組の方向性の 1 つとして「産業拠点機能の強化」を掲げ、高速交通網のインフラを武器に、巨大消費地である東京に向けたサプライチェーンの最終地として甲府市をアピールし、物流業の誘致と活用を行うこととしている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分にを行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を

図っていくとしている。

- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域3】甲府市

向町 字整理地、字舞台、字森前、字栗地作、字六反田、字神ノ木

川田町 字正里、字外中代、字阿郎

和戸町 字石原田

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は 60ha 程度である。

この区域は、地域高規格道路の新山梨環状道路の（仮称）和戸 IC が計画されている。また、区域の北側外縁部には国道 411 号が東西に通じ、区域内にはファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・フィレンツェがあり、道路整備に伴い中央自動車道や市街地とのアクセス性の向上が図られることにより、既存の工業団地の企業はもとより、多くの企業の生産物流拠点として活用が見込まれる。

さらに、甲府市は、既存の工業団地から 500m の区域内における、工業系の工場及び事務所の土地利用に関する地区計画作成のための「甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱」を平成 21 年度に制定している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、南西部を中心に 10.0ha 程度のブドウ園を中心とした農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域は全域が市街化調整区域であるが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、公共交通の充実に努めるとともに、地区計画制度の運用により、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を促進することとなっている。
- ・甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱：甲府市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画原案を作成するための案の作成に関し必要な事項を定めており、良好な工業用地環境の形成及び維持に寄与し、周辺環境と調和した市街化調整区域の土地利用を図ることとしている。
- ・甲府市産業ビジョン：産業振興を図る取組の方向性の 1 つとして「産業拠点機能の強化」を掲げ、高速交通網のインフラを武器に、巨大消費地である東京に向けたサプライチェ

- ーンの最終地として甲府市をアピールし、物流業の誘致と活用を行うこととしている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしている。
 - ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域４】南アルプス市

鏡中條 字上河原、字中河原

下今諏訪 字中河原、字欠落

下今井 字坡下

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は 19ha 程度である。

この区域は、県道 118 号線（南アルプス甲斐線）に直結しており、南には地域高規格道路の新山梨環状道路の若草ランプがあり、北には県道 39 号線（アルプス通り）がある。また、リニア中央新幹線の山梨県駅予定地から車で 15 分程度とアクセスが良く、県道 118 号線や新山梨環状道路を利用することで下今諏訪工業団地、上今諏訪工業団地、釜無工業団地、国母工業団地へのアクセスが容易であることから多くの企業の生産物流拠点として活用が見込める。さらに、釜無川河川敷沿いに位置し周辺は住宅街が少ないことから工場立地に適した地域であると言える。中部横断自動車道の最寄り IC まで車で約 10 分の立地条件であり、2020 年までに中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT までの区間が全線開通して新東名高速道路と連結することから、清水港を経由した海路による輸送の拠点としての活用も見込まれる。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地域には、南北を中心に果樹野菜の栽培を中心とした 19ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定なし。（南アルプス市都市計画区域）
- ・南アルプス市都市計画マスタープラン：甲府都市計画区域に隣接する地域として、地域特性に応じた計画的で節度のある開発整備を適切に規制・誘導することとされている。また、新たな産業地、甲府都市圏を利用圏とする広域施設など、極力一体の街区形成型

開発を基本に、優れた地域の景観や環境に調和する開発水準を誘導し、また、既に分散的な開発が進んだ地区においては、隣接する集落や田園環境への混乱を抑制し、区域を指定してその拡散を避けることとされている。

- ・南アルプス農業振興地域整備計画書：鏡中條地域は兼業農家が多く、地質は水はけが悪いなど農地としての機能は低いことから、企業誘致には適地である。本市では、企業進出による農業者並びに住民の所得確保や雇用機会の拡大を図ることは急務であり、本市の責務であることから、農業と工業との均衡ある発展のため、企業誘致を積極的に推進していくこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 5】南アルプス市

十日市場 字角力場

吉田 字前原

寺部 字村附

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 5.9ha 程度である。

この区域は、地域高規格道路の新山梨環状道路の南アルプス IC や高速自動車国道の中部横断道南アルプス IC に隣接しており、国道 52 号や県道 39 号線（アルプス通）に連結する交通の要衝である。また、今後活用が注目視される完熟農園跡地やリニア中央新幹線の山梨県駅予定地から車で 15 分程度とアクセスが良く、高速バスのバス停も確保されている。国道 52 号や新山梨環状道路を利用することで御勅使南工業団地、下今諏訪工業団地、上今諏訪工業団地へのアクセスが容易であることから多くの企業の物流拠点として活用が見込める。さらに、2020 年までに中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT までの区間が全線開通して新東名高速道路と連結することから、清水港を経由した海路による輸送の拠点としての活用も見込める。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地域には、北部を中心に米作や果樹野菜の栽培を中心とした 5.9ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定なし。(南アルプス市都市計画区域)

- ・南アルプス市都市計画マスタープラン：南アルプス JCT 周辺においては、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとされている。また、同 JCT 周辺地区と楕形地区市街地間を関連整備検討ゾーンとして計画的な市街地整備の検討を進めることとされている。
- ・南アルプス農業振興地域整備計画書：本市では企業進出による農業者並びに住民の所得確保や雇用機会の拡大を図ることは急務であり、本市の責務であることから、農業と工業との均衡ある発展のため、企業誘致を積極的に推進していくこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 6】中央市

成島 字下河原、字壺町田、字土井

乙黒 字五反田、字神明窪、字上河原

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は、16ha 程度である。

この区域は、半径 2 キロ以内にリニア中央新幹線山梨県駅が予定され、隣接する主要地方道甲府中央右左口線、これとつながる地域高規格道路の新山梨環状道路玉穂中央ランプからも 500m と近い。また、中央自動車道甲府南 IC 及び中部横断自動車道南アルプス IC から 10 分程度と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。

さらに、周辺には、山梨ビジネスパーク、国母工業団地、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨、山梨大学医学部付属病院も立地している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は、米作や野菜栽培を中心とした 16ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域は全域が市街化調整区域であるが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・中央市都市計画マスタープラン：コンパクトで緑豊かな田園都市のイメージを損なわないよう、地域の特性に応じた計画的かつバランスのとれた土地利用の形成を図ることとされている。
- ・中央農業振興地域整備計画書：農業就業人口が減少傾向にあり、今後増加が予想される離農者や兼業農家の就業の場の確保が大きな問題となっている。このような状況下で、

今後とも企業誘致などにより、安定的な就労機会を確保し、雇用創出の実現を図る。さらに新山梨環状道路の全線開通、リニア中央新幹線の開通がもたらす恩恵を最大限に生かして、リニア山梨県駅周辺地域を本市にふさわしい魅力あるエリアとするための整備を計画することとされている。

- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 7】市川三郷町

岩間 字原、字神明前、字原前、字山本、字山本前、字沼田、字舞臺、字坪之内、
字押出

宮原 字御領土、字西下田、字東下田、字宮之後

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は44ha 程度である。

この区域は、中部横断自動車道の六郷ICに隣接しており、国道52号やJR身延線甲斐岩間駅近くに位置した区域である。また、現在整備中の中部横断自動車道が全線開通後には、アクセスの向上面だけでなく、観光、産業、交流等の活性化に大きく寄与することが期待されており、新東名高速道路と中央自動車道を繋ぐ重要なポイントとなるため、物流面でも良好な立地環境を有する場所である。

このような優れた立地条件を生かし、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、六郷IC周辺を中心に24.6ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：都市計画区域外で用途地域の指定無し。
- ・市川三郷町都市計画マスタープラン：中部横断自動車道六郷IC整備に伴う新たな地域活性化拠点の検討（広域交通アクセスの向上、道の駅的な交通施設整備の検討、地域産業や観光農業と連携した活性化策の検討、多様な観光資源と連動する魅力づくり・仕掛けづくり）を進めるとしている。
- ・市川三郷農業振興地域整備計画書：中部横断自動車道の六郷 IC の土地利用の推進については、「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさ」を目指した市川三郷町総合計画実現のため、優良農用地の保全や周辺の居住環境に配慮しながら、バランスの取れた地域開発に努めると記載されている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域８】身延町

下田原 字広反歩、字日向、字ワセタ

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は 8.5ha 程度である。

この区域は、中部横断自動車道の中富 IC があり、県道割子切石線を経由し国道 52 号に接続されている。また周辺には国道 300 号、県道市川三郷身延線といった道路網や高速バスのバス停も整備されている。また、周辺地域には行政機関、病院、商業施設があり、既存の工業団地への新規進出、工場の拡張も行われている。

このような優れた立地環境を活かし、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は、南西部に 3ha 程度の農用地区域を含むため、「９ 土地利用を行う場合にあってはその基本事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載）

- ・国土利用計画（身延町計画）における記載：本区域を含む中部横断自動車道 IC 周辺エリアの立地については、施設や道路交通などの地域構造への影響や景観との調和を踏まえ、秩序ある土地利用となるように配慮することとされている。また、町内外の移動が容易となることから IC 周辺のみならず観光地や既存市街地との関連性を踏まえた整備を検討することとされている。
- ・都市計画における記載：都市計画区域外で用途地域は無指定である。
- ・身延町農業振興地域整備計画における記載：中部横断自動車道建設工事等により土地利用や産業面において大きな変化が予想されるため、「第二次身延町総合計画」「身延町過疎地域自立促進計画」等の計画と整合性を図り、農業と他産業の調和のとれた地域づくりを推進することとされている。
- ・第二次身延町総合計画：立地環境の充実に努め環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めることとされている。
- ・身延町過疎地域自立促進計画：中部横断自動車道の開通も視野に入れた企業誘致への取り組みや、地域資源を活かした起業への支援など、時代のニーズに対応した新たな施策を展開する。更に、物流の要となる幹線交通網の整備や若年労働力の確保等の企業進出の基礎的条件整備に努めるものとされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

重点促進区域の地図については別紙のとおり

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

本区域は中央自動車道の甲府南 IC に隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、甲府市内には農村産業法に基づく産業導入地区（中道地区 下曽根農工団地）があり、分譲可能残面積が 4ha 程あるが、同地区内の小規模な製造所等が細分化された土地のまま 2ha 利用していることに加え、残り 2ha についても相続等の問題から地権者との交渉が速やかにできない状況にあることから、物流等の事業で必要なまとまった土地が確保できない。その他、既存の工業団地、遊休地、工場適地、業務用地など、農用地区域外の土地及び現に宅地化された土地は存在していないため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 2】

本区域には山梨県機械金属工業団地があり、令和 2 年度には新山梨環状道路の落合西 IC の供用も見込まれることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、甲府市内には農村産業法に基づく産業導入地区（中道地区 下曽根農工団地）があり、分譲可能残面積が 4ha 程あるが、同地区内の小規模な製造所等が細分化された土地のまま 2ha 利用していることに加え、残り 2ha についても相続等の問題から地権者との交渉が速やかにできない状況にあることから、物流等の事業で必要なまとまった土地が確保できない。その他、既存の工業団地、遊休地、工場適地、業務用地など、農用地区域外の土地及び現に宅地化された土地は存在していないため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 3】

本区域にはファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・フィレンツェがあり、山梨県と甲府市が整備を進めている都市計画道路和戸町竜王線に加え、新山梨環状道路の和戸 IC も計画されていることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、甲府市内には農村産業法に基づく産業導入地区（中道地区 下曽根農工団地）があり、分譲可能残面積が 4ha 程あるが、同地区内の小規模な製造所等が細分化された土地のまま 2ha 利用していることに加え、残り 2ha についても相続等の問題から地権者

との交渉が速やかにできない状況にあることから、物流等の事業で必要なまとまった土地が確保できない。その他、既存の工業団地、遊休地、工場適地、業務用地など、農用地区域外の土地及び現に宅地化された土地は存在していないため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 4】

本区域は下今諏訪工業団地に隣接し、半導体製造装置の生産及び開発や物流機器製造を手掛ける企業が立地している。さらに新山梨環状道路の若草ランプも隣接しており、中部横断自動車道、中央自動車道へのアクセスが容易であることから、地域特性であるインフラが賦存している地域でもある。このことから、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

なお、南アルプス市内には、売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しないが、農用地区域外の土地は存在している。しかし、小規模な土地で市内に点在していることと農用地区域や住宅地と隣接していることから、物流拠点としてまとまった土地を確保することが困難なため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 5】

本区域は中部横断自動車道及び新山梨環状道路の南アルプス IC に隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

なお、南アルプス市内には売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しないが、農用地区域外の土地は存在している。しかし、小規模な土地で市内に点在していることと農用地区域や住宅地と隣接していることから、物流拠点としてまとまった土地を確保することが困難なため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 6】

本区域は地域高規格道路の新山梨環状道路、及びこれに接続する主要地方道甲府中央右左口線、また、山梨ビジネスパークに隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、市内における工場適地、業務用地はない。農用地区域外の土地については存在するが、住宅密集地に隣接していることと、幹線道路からのアクセスが悪く、交通イン

フラの整備が必要になる。

また、中央市内には、売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しないため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 7】

本区域は中部横断自動車道の六郷ICに隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

市川三郷町内には、重点促進区域の中に、過去、工場として利用されていたが撤退により利用されていない土地があるが、地域経済を牽引する重要なエリアとしては、既存道路が狭隘なため、利用が困難な土地となっている。

今後も農用地区域を除く未利用地を優先し誘致を進めていくが、周辺の農用地区域も含めることで、今後、地域経済を牽引する重要なエリアとして機能していく。

その他、重点促進区域以外の土地は宅地化が進み、現在は住宅が立ち並んでおり、企業向けのインフラ整備が整っていない状況で、地域経済を牽引していくエリアとしては事業実施が困難な地域となっている。

よって、本区域を物流等基本計画の重点促進区域とし、地域経済を牽引する重要なエリアとしていく必要がある。

また、市川三郷町内には、上記以外の売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しないため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 8】

本区域の設定に当たっては、中部横断自動車道中富 IC があり、県道割子切石線を経由し国道 52 号とも接続している、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、身延町内には農村産業法に基づく産業導入地区（下部地区 常葉農工団地）があり、分譲可能残面積が約 1.2ha 程あるが、未造成であり、林野化していることから、造成には多額の費用を要するため、今後の造成が困難であることに加えて、接続道路が狭隘であることから、道路整備にも多額の費用が必要となる。また、その他に売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。農用地区域外の土地は存在するが、住宅地等に隣接していることと、幹線道路からのアクセスが悪く、交通インフラの整備が必要となるため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

① リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

① リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野

・物や人の流れの基盤を支えるインフラとして、中央自動車道が県の東西を通るとともに、2020年には中部横断自動車道の新東名高速道路新清水JCTから中央自動車道双葉JCTまでの区間が接続され、静岡方面と長野方面との交通の利便性も大幅に向上する。県中央部にある甲府南ICからは東京圏へは約2時間、名古屋圏へは約3時間の距離であるが、2027年に開業予定のリニア中央新幹線を活用することにより、東京圏には約25分、名古屋圏には約40分と更に利便性が向上し、山梨県リニア活用基本構想のリニア需要予測結果(2013年3月)によると、リニア中央新幹線開業時には山梨県駅を中心に多くの企業立地が見込まれている。2027年のリニア中央新幹線開業を見据え、山梨県駅周辺に立地を検討する事業者から平成30年度において5件の相談を受けていることから、県としてこれら事業者に対し支援を行う体制を早急に整える必要がある。また、物流関連施設については、平成30年度に1件の立地があり、令和元年度に1件、令和2年度に3件、令和3年度に1件の立地の予定があるほか、新たな物流拠点を整備するため、県内の市町村においては物流効率化法の総合効率化計画の策定を進めている事例もあり、これらの交通インフラの充実により、人口が集中している東京圏と名古屋圏への良好なアクセスが整うことで同エリアと連携した物流分野の事業が見込まれることから、県としてリニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流分野の事業に対し支援を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者

のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

○不動産取得税、固定資産税の減免措置

- ・県および市町村では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税等の減免措置を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

○ICT の利活用の推進と情報通信産業の振興

- ・県では、ICT の可能性や活用方法に関する理解を深めることによって、ICT の活用を促進し、地域産業の振興をはじめ、教育・医療などの日常生活における利便性の向上を図る。
- ・成長分野を支えるプラットフォームとして、産業全体を支え活力を増進する役割を果たしている ICT 産業の誘致と振興を図る。

○情報発信の充実

- ・県および各市町村では、山梨県地域経済牽引事業促進協議会内で連携を図るとともに、インターネット、広報誌、パンフレットなどの媒体や、やまなし産業立地アドバイザーなどの人的資源を活用し、幅広い情報提供活動を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・県企業立地・支援課および各市町村担当課では連携しながら、企業立地に関するワンストップ窓口において、立地場所の選定、各種許認可手続きや優遇制度の紹介等の立地相談対応、立地後の問題解決の支援などのフォローアップまで、一元的な対応を行う。

(5) その他

○総合的支援体制の整備

- ・山梨県地域経済牽引事業促進協議会が中心となり、既存の工業団地以外の地域においては、市町村と連携し、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画などとの整合を図るとともに、自然・緑地・景観等の保全、地域の住民生活やインフラとの関連性を勘案し、工場用地として開発が可能な地域を創り出していく。
- ・また、県及び市町村の助成金や奨励金の優遇制度により、企業の県内への誘致及び県内再投資の促進を図る。

・事業承継については、やまなし産業支援機構に「引き継ぎ支援センター」を設置し、円滑な事業承継・M&Aのサポートを行う。 (6) 実施スケジュール						
取組事項	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
【制度の整備】						
不動産取得税、固定資産税の 減免措置の創設 (条例対応する県及び市町村)	措置済	運用	運用	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境の整備】						
ICT の利活用の推進と情報通 信産業の振興 (県等)	措置済	運用	運用	運用	運用	運用
情報発信の充実 (県、市町村、関係団体)	措置済	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
事業者からの事業環境整備の 提案への対応 (県、市町村)	措置済	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】						
総合的支援体制の整備 (山梨県地域経済牽引事業促 進協議会等)	措置済	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援事業の方向性 ・本県は、首都圏に位置しながらも、豊かな森林と豊富な水資源、美しい景観に恵まれた地域であり、このことが本県の最大のアピールポイントである。今後とも、この地域特性を健全に維持・向上させながら産業発展を図っていく必要がある。 ・県民生活や県内産業の源である環境を保全しながら、持続的な地域経済の発展を図るには、中央自動車道やリニア中央新幹線などの交通インフラを活用した物流分野の立地をさらに進めていく必要がある。 以上により、引き続き本県産業の牽引役として一層の集積を図ることで、地域の活性化を実現することを目指す。 (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法 ○山梨県地域経済牽引事業促進協議会 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基
--

づき同意を得た基本計画、及びその実施に関し必要な事項その他地域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項について協議を行うことを目的とし、以下の構成員により設置されている。

- ・ 山梨県内に所在するすべての市町村（27市町村）
- ・ 山梨県
- ・ 日本銀行
- ・ 株式会社山梨中央銀行
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社
- ・ 公立大学法人山梨県立大学
- ・ 国立大学法人山梨大学
- ・ 学校法人山梨学院大学
- ・ 山梨県商工会議所連合会
- ・ 一般社団法人山梨県機械電子工業会
- ・ 山梨県中小企業団体中央会
- ・ 山梨県商工会連合会
- ・ 山梨県経営者協会
- ・ 公益財団法人山梨総合研究所
- ・ 公益財団法人やまなし産業支援機構

○一般社団法人山梨県トラック協会

以下を目的とし、県内企業への支援を行っている。

1. トラック運送事業の適切な運営、健全な発展の促進
2. 公共の福祉に寄与するための事業の実施
3. 事業者の社会的・経済的地位向上と、会員間の連携・強調の緊密化

○山梨県倉庫協会

国土交通省の登録を受けた倉庫会社で構成され、中央自動車道を中心に首都圏中央連絡自動車道、中部横断自動車道につながる恵まれた立地条件を生かしながら、県内企業への支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

- ・ 県では、平成16年3月、「山梨県環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及

び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

- ・また、山梨県環境基本条例で定めた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 26 年 3 月に「第 2 次山梨県環境基本計画」を策定した。当該計画では、県民総参加による連携により、本県の豊かな環境を保全、創造し、未来へ繋げていくことを目指すこととしている。
- ・そして、環境保全上重要な地域内での環境の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、国や県、市町村が定める各種計画等との整合性を図るとともに、森林環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行うこととする。
- ・さらに、県では平成 21 年 3 月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、県全体の景観づくりを推進してきたところであり、特に、医薬品、化粧品、食品加工に関連する企業において、製品戦略上重要であることから、ブランド力をさらに高めるためにも、美しい県土づくりを図ることが必要である。
- ・本計画の促進区域においては、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めた「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」など、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して生じる課題については、住民の理解を得るとともに、地域の環境の保全に努め、国や県、市町村が定める各種計画等との整合性を図ることとしている。
- ・なお、本計画は公園計画との整合を図り、国定公園については山梨県森林環境部みどり自然課との調整を行ったうえで策定したものである。国立公園内については、地域経済牽引事業計画の承認を行う場合、地方環境事務所と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

- ・本県においては、平成 17 年 4 月に施行された「山梨県安全・安心なまちづくり条例」や、同条例に基づき策定した「基本方針」及び「学校・通学路等における児童等の安全確保、犯罪の防止に配慮した住宅、道路等の構造、整備等に関する指針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取組を進めるとともに、交通安全施策についても「第 10 次山梨県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。また、平成 23 年 4 月に施行された「山梨県暴力団排除条例」に基づき、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力し、社会全体で暴力団排除を推進している。
- ・本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するにあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次の取り組みを推進する。

1. 防犯設備の整備

地域住民や従業員、来訪者等が事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラ、防犯照明等の防犯設備の整備を行う。

2. 犯罪防止・交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

犯罪や交通事故防止に配慮した構造、設備等を有する事業所、道路、公園、駐車場等の整備に努めるほか、公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努めるとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

3. 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、必ずパスポート、在留カード等により、在留資格の確認や雇用対策法に基づく雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

4. 従業員等に対する安全指導等の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に対して、法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害及び交通事故の防止についての指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者に対して、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

5. 地域における犯罪防止活動、交通安全活動への協力

事業者は、地域住民等が行う防犯・交通ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における犯罪防止活動等への協力を行う。

6. 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制を確立するとともに、捜査活動への積極的な協力を図る。

7. 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力との「取引を含めた一切の関係遮断」に努めるとともに、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報し、各種要求には絶対に応じない。

8. 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するにあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

9. その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議のうえ、必要な措置をとる。

(3) その他

○PDCA体制の整備等

- ・毎年1回、年度当初に有識者会議（山梨県地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、基本計画と承認事業計画に関する効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用を行う場合にあっては、その基本的事項

(1) 総論

(農地の範囲)

重点促進区域1～8区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

(農地) 下曾根町 字大正

377-1、378-1、378-2、379-1、380-2、382-1、392、394、395、396、397、398、399-1、400-1、401-1、402-1、403-1、403-2、403-3、588-1、588-3、588-4、588-5、590-1、674-1、675、678、690、724、725、959、960、961、962、963、964、691-1、691-2、692、693、694、695、696-1、696-2、696-3、697-1、699-1、700、701、702、713、714、715、716、717、719-1、719-2、720、721、722、723、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、981、982、983、984、985、986、989、990、991-1、991-2、992、993、994、995-1、995-3、1046-1、1053-1

(農地) 下曾根町 字塚田

624-1、625、626-1、628、629、630-1、630-2

(農地) 下曾根町 字地藏河原

1085-1、1085-4、1087-1、1087-3、1091-1、1091-3、1093-1、1093-2、1094-1、1094-2、1095-1、1099-1、1102-1、1103-1、1105-1、1106-1、1107-1、1108-1

(農地) 下曾根町 字堰向

1114-1、1115-1、1116-1、1131-1、1132-1、1133-1、1133-2、1134-1、1134-2、1134-3、1135、1137-1、1142-1、1143-1、1145-2、1145-4、1193-1、1195、1196、1197-1、1197-2、1198-1、1198-2、1199、1201、1203-1、1204-1、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218-1、1219-1、1220、1221、1222-1、1223-1、1223-3、1225-1、1226、1227、1228-1、1229-1、1230、1231、1232、1235、1236-1、1237、1238、1239、1240、1241、1242-1、1242-2、1243-1、1243-2、1245-1、1245-2、1246-1、1246-5、1247-1、1248、1250-1、1250-2、1251、1252、1253、1254、1255、1256-1、1256-2、1257-1、1260-1、1261-1、1262-1、1262-

3、1264-1、1266-1、1266-2、1267、1268、1269、1270-1、1270-2、1271-1、1271-2、1271-3、1271-4、1271-5、1274、1277、1278-1、1278-2、1279-1、1309-1、1310-1、1312-1、1313-1、1313-5、1314-1、1315-1、1320、1321、1322、1323、1324-1、1324-2、1326、1328、1329-1、1329-2、1330-1、1330-2、1330-3、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337-1、1338、1339-1、1340-1、1343-1、1344-1、1344-3、1345-1、1346-1、1346-2、1347、1348、1349、1350、1351-1、1352-1、1352-3、1353-1、1354-1、1382-1、1384、1385-1、1386-1、1403-1、1405、1406-1、1411-1、1414-1、1418-1、1420-1、1425-1、1427-1、1428、1433-1、1434、1435、1436、1437、1439-1、1440-1、1441-1、1442-1、1443-1、1443-2、1444-1、1445-1、1446-1、1446-4、1447-1、1448-1、1448-2、1450-1、1451-1、1452、1453-1、1454、1455-3、1458、1459、1461-1、1462、1463、1464、1465-1、1470-1、1480-1、1481-1、1481-2、1482-1

(農地) 上曾根町 字下瀬古

3368-42、3368-43、3368-50、3368-51、3368-52、3368-53、3368-54、3368-55、3368-56、3368-57、3368-60、3368-61、3368-63、3368-64、3368-70、3368-71、3368-76、3368-79、3368-80、3368-81、3368-82、3368-83、3368-84、3368-85、3368-87、3368-88、3368-89、3368-91、3368-92、3368-96、3368-97、3368-98、3368-99、3368-100、3368-101、3368-102、3368-103、3368-104、3368-105、3368-106、3368-107、3368-108、3368-110、3368-112、3368-134、3368-139

(農地) 上曾根町 字西沼

3513-2、3513-3、3513-4、3513-5、3513-6、3513-7、3513-10、3513-46、3513-67、3513-68、3513-69、3513-70、3513-71、3513-73、3513-74、3513-108

(農地) 上曾根町 字石原田

3662-2、3662-3、3662-5、3662-9、3662-12、3662-13、3662-14、3662-15、3662-16、3662-18、3662-20、3662-21、3662-23、3662-24、3662-25、3662-26、3662-32、3662-33、3662-34、3662-35、3662-36、3662-37、3662-41、3662-42、3662-43、3662-44、3662-45、3662-46、3662-47、3662-50、3662-53、3662-55、3662-60、3662-63、3662-65、3662-66、3662-67、3662-75、3662-76、3662-77、3662-78、3662-110、3662-111、3662-112、3662-113、3662-114、3662-115、3662-117、3662-118、3662-120、3662-121、3662-122、3662-125、3662-126、3662-127、3662-131、3662-134、3662-135、3662-144、3662-145、3662-146、3662-149、3662-150、3662-151、3662-152、3662-153、3662-155、3662-156、3662-157、3662-158、3662-159、3662-160、3662-161、3662-162、3662-163、3662-164、3662-165、3662-166、3662-167、3662-170、3662-171、3662-172、3662-173、3662-174、3662-178、3662-180、3662-204、3662-234、3662-234、3662-236、3662-238、3662-245、3662-261、3662-263、3662-264、3662-298、3662-299、3662-303、3662-307、3662-308、3662-334、3662-391、3662-392、3662-443、3662-443、3662-446、3662-449、3662-451、3662-452、3662-453

【重点促進区域 2】

(農地) 落合町 字田通

2、15-1、15-3、15-4、15-5、15-7、15-8、15-9、17、19-5、19-6、19-7、19-9、19-10、19-11、19-12、19-14、19-15、19-16、19-17、19-19、19-20、19-21、19-23、19-24、19-25、19-28、19-29、19-30、19-32、30-1、33、36、39-1、40-1、45-1、45-2、49、51、55-1、66-1、73-1、74、76、79-1、80、81、83、83-2、84、89、90、98、100、101、102、114-1、114-4、116、120、122、125、127、130、132-1、153-1

(農地) 落合町 字中瀬

157-1、157-2、158、173、175、179、184、190、199-1、203-1、205-1、207-2、207-3、208-1、209-1、212-1、213-1、215、217-1、217-2、218、219、220、223、224、225、229、229-2、231、232、236、241-1、241-2、241-4、241-7、250-1、251、252-1、254、258-1、258-2、263、264-1、264-2、264-3、265-1、265-2、266、282-1、297-1、303、306-1、307-1、308、309、309-2、310、314、316、317-2、317-3、319、320、323、326、330、331、335-1、336、342-1、342-3、343-1、347-1、349、351、352、354、357、358、358-2、358-3、360、362、363、364、364-2、365、366、369、370、376、377、378-2、380、381、382、383-1、386-1、387、388、390、390-2、392、395、396、397-1、513-1、513-2、514-1、515、516、517、518、519、520、521-1、522、524、525、526、527、528、529

(農地) 落合町 字沼

400、400-2、402-1、402-4、403-1、403-3、404、405、406-1、406-2、407-1、407-2、412、413、414-1、414-2、416-1、418、423、423-2、427-1、427-2、428-1、429-1、429-3、436、436-2、437、442-1、446、456-1

(農地) 落合町 字五反田

473-1、473-2、474-2、476-3、480、484-1、484-2、484-3、484-4、487

(農地) 落合町 字福部

487-2、487-3、487-5、488、488-2、491、494、496、500、501、502、503、507-1、510-1、511-1、512-1、512-2、543、546-3、551-1、551-3、551-4、551-5、551-6、551-8、551-9、552、554-1、554-2、554-3、588-1、661

(農地) 落合町 字竹道

870-1、870-8

(農地) 落合町 字橋場

968-1、970-1、1039-1、1046-1、1056-1、1057-1、1058、1059-1、1061-1、1075-1、1079-1、1080-1、1086-1、1087-1、1089-1、1090-1、1096-1、1101-1、1108

(農地) 落合町 字曾根

1150、1152-1、1158、1164、1165、1169、1169-2、1171、1172-1、1174、1175-3、

1178、1179-1、1181、1182-1、1183-1、1184-1、1184-2、1185-4、1185-5、1187-3、
1193-1、1194-1、1195-2

(農地) 下鍛冶屋町 字整理地

268-1、268-6、269-1、270-1、271-1、272-1、273-1、274-1、275-1、276-1、277-
1、302-1、303、304、305、306、307、308、309、310、311、326-1、327-1、328-1、
329-1、330-1、331-1、332-1、333-1、334-1、337-1、338-1、339-1、343-1、344-
1、345、346-1、378-1、379-1、380-1、381-1、382-1、383-1、384-1、385-1、473-
1、474-1、475-1、479-1、479-2、487-1、488、489、490、491、496-1、496-2、497-
1、497-2、498、499、500-1、504、505-1、505-2

(農地) 下鍛冶屋町 字十六枚

756-1、757、760-1、764-1

(農地) 西油川町 字志多田

26-1、27-1

(農地) 西油川町 字桑田

36-1、36-2、36-8、37-1

(農地) 西油川町 字蛭沢

86-1、90-1、95-1、97-1、101-1、102-2、109-1、116-1、117-1、129-2、137-1

(農地) 西油川町 字天神

142-1、149-1、161-1、162-1、163-1、186-1、200-2、203-1、205-1、205-2、206-
1

(農地) 西油川町 字釜池

210-1、211-1、214-1、229-2、234-1、237-1

【重点促進区域3】

(農地) 向町 字整理地

690-4、691-1、692-1、693-1、698-1、699-1、700-1、703-1、708、923、924-1、924-
2、928、929、930、932、934、936、937-1、938-1、940、941、942、943、944、944-
2、945、946、948、949、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、
962、963、964、965、966、967-3、968-1、968-2、968-3、969-1、969-2、970-2、
971、973-1、974、975、976、977、978、979、980、981、982、984、985、986-1、
987-1、988-1、990-1、991-1、992-1、992-3、993-1、993-3、994-1、994-3、994-
4、995-1、995-2、995-4、996、997-2、997-3、998-1、998-3、998-4、1000-1、1000-
3、1000-4、1001-1、1001-3、1001-4、1002-1、1002-3、1003-1、1003-3、1004-1、
1004-2、1004-5、1004-6、1005-1、1005-5、1005-6、1006-5、1006-6、1007-1、1007-
3、1008、1009-1、1009-3、1010-3、1011、1012-1、1012-2、1012-5、1012-6、1013-
1、1013-5、1013-6、1014-1、1014-2、1014-5、1014-6、1015-1、1015-3、1017-1、
1019-1、1019-3、1020-3、1022-1、1022-3、1023-1、1023-3、1024-2、1025-4、1026-

1、1026-3、1027-1、1027-3、1028-1、1028-3、1028-4、1029-1、1029-2、1029-3、
1030-1、1030-3、1031-1、1031-2、1031-3、1033、1034、1035、1043-1、1044-1、
1044-5、1044-6、1045-1、1045-2、1045-5、1045-6、1045-7、1045-8、1046-1、1046-
2、1046-5、1046-6、1047-1、1047-3、1048-1、1048-3、1049-1

(農地) 向町 字神ノ木

788-1、788-2、788-3、791、797-1

(農地) 向町 字六反田

812-1

(農地) 向町 字栗地作

813、814-1、821-1、822-1、823

(農地) 向町 字森前

860-1、861、864、865-1、866-1、867-1、869、870、871-2、871-5、871-6、874-1、
875

(農地) 向町 字舞台

904-1、905-1、916、918、920-1、921-1

(農地) 川田町 字正里

438-1、438-4、438-5、438-6、441-1、441-2、443、462-1、463-1、463-3、477、482-
1、482-9、545-1、546-2、546-4、548-1、548-4、553-1、594-1、594-3、594-4、616、
619-1、620、660-1、660-4、660-5、660-6、660-7、673、674、675、704、720-1、
721、724-1、724-3、724-4、732-1、734-1、736-1、744-1、746-1、751-1、758-1、
771、778-5、781-1、781-3、781-13、781-15、794、798、801-1、802-1、813-1、813-
3、813-4、813-5、821-1、862、865-1、865-3、867-1、873-1、877-1、879-2、881-
1、888-1、892、900-1、900-5、903-1、910、912、969-1、969-2、972、974-1、975-
4、975-5、975-6、975-7、975-8、982-1、982-4

(農地) 川田町 字外中代

521-1、522、523、527、529-1、529-2、530-1、530-2、533-1、533-2、534-1、534-
3、535、538-2、538-5、538-11、539-1、539-2、539-3、540-1、540-3、540-4、542-
2、542-14、555-1、556-3、557-1、557-4、559-9、560-2、561、563-1、563-2、563-
3、563-4、564-1、564-3、567、568、569-1、570-1、571-1、572-1、572-3、574-1、
574-3、576-1、576-2

(農地) 川田町 字阿郎

583-1

(農地) 和戸町 字石原田

4、5、6、7-1、8-1、8-2、11、14、15、16、17、18-1、20-2、30、31-1、31-2、33-
4、33-10、34-2、36-2、37、52-2、59-2、63-2、77-2、78-10、80、83

【重点促進区域4】

(農地) 鏡中條 字上河原

4047-1、4052-1、4053-1、4055、4057-1、4057-3、4057-4、4059-1、4061-1、4063-1、4065-1、4066-1、4070-1、4071-1、4071-2、4075-1、4076、4077、4079、4085、4086、4087-1、4087-2、4090-1、4090-2、4097-1、4109、4110、4116、4119、4120、4127-1、4142-1、4143、4149、4153-1、4154、4163-1、4166-1、4172-1、4175-1、4185-1、4187、4189

(農地) 鏡中條 字中河原

4507、4509、4510、4512、4518、4520、4521、4523、4526、4529-1、4529-2、4546、4549、4552、4553、4554、4556、4557、4506、4513、4515、4517、4524、4532-1、4532-2、4537、4541-1、4542-1、4543、4544-1、4544-2、4550、4558、4559-1、4559-2、4559-3、4562-1、4562-2、4562-11

(農地) 下今諏訪 字中河原

909-1、910-1、911-1、914、916-1、917-1、918-1、919-1、920-1、922、923、926、928-1、929-1、930、939-1、940、941、943、944、945、946-1、948、949、954-1、955-1、955-2、960、961、962-1、963、967、968、969、970、971-1、972、973、974-1、974-2、976、977-1、982、985、986、987-1、989、991、992、993、994、996-1、999、1009、1011、1012-1、1013、1015、1017、1018、1019-1、1020、1022-1、1023、1028-1、1031、1035、1037-1、1037-2、1038-1、1038-2、1039、1040-1、1040-2、1041、1042、1043、1045-1、1048、1051-1、1065、1066-1、1068、1071-1、1074、1075、1079、1080、1082-1、1082-2、1083、1084、1086、1088-1、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1125-1、1125-2、1125-3、1125-4、1125-5、1114、1115、1116、1117-1、1119、1120-1、1121、1123、1124、1127、1128、1131、1132、1133、1134、1135、1136-1、1138、1140、1152、1154、1155、1156、1157、1158、1159-1、1159-2、1161、1162、1163、1164、1165、1167、1168、1170、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185-1、1186-1、1187、1188-1、1188-2、1189、1190、1191、1192、1194、1195、1211-1、1211-2、1212、1213、1214、1215-1、1216、1218、1219、1220、1222、1223、1225、1227、1230、1231、1235、1237、1238、1239、1240、1242、1243-1、1245-1、1248-1、1278-1、1280-1、1301、1249-1、1250-1、1251、1253-1、1253-2、1254、1256、1271-1、1276、1284-1、1285、1288、1289、1290、1291-1、1295、1297-1、1298-1、1301

(農地) 下今諏訪 字欠落

575-1、576-1、579-1、581-1、583-1、583-2、583-3

(農地) 下今井 字坡下

907、911、913-1、942-2、942-6、945、982-1、983-1、984-1、986、990、994、996、998、999-2、1001、1003、1006、1007、1009、1017、1018-1、1021、1024、1026、1028、1031、1032、1034、1068-3、1069-3、1072-3、1090-1、1100、1101、1103、

1104、1105-1、1108、1109-1、1111、1113、1114、1116、1117、1121-1、1123、1124-1、1129、1137、1138-1、1140、1145、1147-1、1148、1160、1165-1、1167-1、1173-1、1188、1189、1199-1、1202、1209、1226-1、1235、1238、1262、1264、881-2、881-3、881-7、883-1、884-1、884-2、886-2、886-3、887-1、891-1、891-2、894-1、895-1、898-1、900-2、905-1、905-2、906-1、909、912、914-1、914-2、921、924-8、927、928、929、931、938、947、951、955、959、966-1、972-1、974、976-1、978-1、979-1、980-1、981、1005-1、1020、1037-1、1093、1169、1195-1、1253-1

【重点促進区域5】

(農地) 十日市場 字角力場

1617-1、1619-1、1620-1、1621-1、1622-1、1623、1624-1、1625、1626、1627、1628、1629-1、1631-1、1631-2、1631-4、1632-4、1632-5、1642-1、1643、1644-1、1647-1

(農地) 吉田 字前原

556-1、556-2、557-1、558-1、558-2、559-1、565-1、566、568、569-1、570-1、571-1、574、575-1、575-2、575-5、576-1、576-3、577-1、577-2、581-6、581-7、581-8、581-9、581-10、578-1、591-1、596、597-1、598-1、599-1、600-1、605、606-1、607-1、608-1、608-2、608-3、609-1、610-1、613-1、615-1、615-2、1616-1、616-2、616-3、616-4、616-5、616-6、617-1、617-2、618-1、620-2、620-3、620-4、621-1、621-2、622-2、623-2、646-1、648-1、650-1、651、652、654-1、657-10、656-1、659-9

(農地) 寺部 字村附

2342-4、2342-5、2342-6、2361-1、2361-2、2361-3、2361-4、2361-7、2362、2363、2365-1、2367、2368、2370、2371-1、2372-1、2374-1、2375-1、2376、2377、2378、2379、2380、2381、2382、2384、2387、2388、2389、2390、2391、2392、2394-1、2395-1、2398-1、2399-1、2421

【重点促進区域6】

(農地) 成島 字下河原

437-1、442-1、442-3、445、450、451-1、451-2、453、455、456、457、458、459-1、459-2、460、461-1、461-2、462-1、462-2、463、464、470、471、473-1、480、484、485、487-1、501-1、506、510、515-1、517、518-1、523、530、531、532、533、534、535、536、540、543、545、547、548、549、550、551、552-1、553-1、554、563-1、565

(農地) 成島 字老町田

568-1、568-2、570-1、571、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、580、581-1、581-2、581-3、582、585、590、591、593-1、593-2、593-3、596、597-1、597-2、598、599-1、600、601-1、601-4、602-1、602-2、604-1、605、606、607、608-1、610、611、612、613-1、613-2、615-1、615-2、616-1、616-2、617、618、619、620、621

(農地) 成島 字土井

978-2、979-2、980-1、1005-1、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014-1、1016-1、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1024-3、1032-1、1034-1、1046-1、1047-1、1048-1、1050-1、1058-1

(農地) 乙黒 字五反田

15-1、16-1、18-1、19-1、20-1、21-1、21-2、21-3、22、24-1、26-3、96-1、96-2、99-1、100-2、102-1、103-1、104-1

(農地) 乙黒 字神明窪

164-3、165-1、165-8、166-3、176-1、176-13、176-14、176-18、176-20、176-21、188-1、188-2、189、190、192、194、195、196-1、196-3、197-1、199-1、200-1、201、202-3、205、207、208、209-1、209-2、212-1、214-1、214-3、214-4、215-2、217-1、219、220-1、222-1、223-1、223-2、223-5、225-1、230-1、231-1、231-2、231-3、232-1、232-2

(農地) 乙黒 字上河原

233-2、233-3、241-1、241-2、241-3、243-1、243-2、243-3、244-2、245、245-2、246-2、246-3、287-1、287-2、287-3、288-1、288-3、289-1、290-1、290-2

【重点促進区域7】

(農地) 岩間 字原

710-2、724-1、727-2、795-4

(農地) 岩間 字神明前

1022-1、1022-2、1023-1、1029-1、1030-1、1031-1、1032、1033、1035-1、1036、1037、1039、1040、1041、1043、1044、1045、1048-1、1048-2、1051-1、1053、1063-1、1066-3、1069-1、1070、1092-1、1093-1、1095、1095-2、1096

(農地) 岩間 字原前

1143-1、1144-1、1162-1、1168-1、1171-1、1174、1175-3、1179-1、1181-1、1184、1185-1、1186、1187-1、1191、1193-1、1193-2、1193-3、1193-4、1194-1、1194-3、1198-1、1200-1、1200-2、1200-3、1201-1、1201-2、1202、1203

(農地) 岩間 字山本

1207、1209-1、1215、1216、1217、1235、1236、1237、1245、1245-2、1246、1247-1、1247-3、1248、1249、1250、1251、1252、1254-1

(農地) 岩間 字山本前

1256-1、1259、1262-1、1262-2、1263-1、1264、1265-1、1265-2、1265-3、1266-1、
1267、1274-1、1278-1、1282-3、1289-1、1289-3、1292-1、1295-1、1306-1、1317-
1

(農地) 岩間 字沼田

1321-1、1322-1、1325、1331、1333-1、1322-2、1333-2、1335、1336、1337、1338、
1340、1341-1、1342-1、1356-1、1358-1、1364-1、1366、1368、1370、1371、1372-
1、1375-1、1376-1、1380-1、1382、1390、1391、1392、1397、1398、1399、1403-
1、1410-1

(農地) 岩間 字舞臺

1415-2、1416-2、1417-2、1418-2、1430、1453-1、1453-2、1465-1、1470-1、1478-
1、1496-2、1498-1、1501、1502-1、1503-1、1504-1

(農地) 岩間 字坪之内

1506-1、1506-4、1510-1、1510-2、1511-1、1512-1、1512-2、1512-3、1513-1、1514-
1、1514-2、1514-3、1515-1、1516-1、1517-1、1517-2、1518-1、1519-1、1520-1、
1521-1、1522-1、1523-1、1524、1525-1、1526-1、1527-1、1532-1、1536、1541、
1546、1551、1555-1、1555-2、1559-1、1559-2、1563、1569、1570、1571-2、1573

(農地) 岩間 字押出

1596-4、1596-6、1613-2

(農地) 宮原 字御領土

6-1、6-2、6-3、6-6、15、16-1、16-2、16-3、16-5、16-6、16-7、16-8、20-1、20-
3、21-2、22、23、24、25、26、27、28-1、28-3、28-4、29-1、29-2、29-3、30-1、
30-2、30-3、31-1、31-2、31-3、31-4、32-1、32-2、32-3、33-1、33-2、33-3、34-
1、34-2、34-3、35-1、35-2、35-3、36-1、36-2、36-3、37-1、37-2、37-3、37-4、
38-1、38-2、38-3、39-1、39-2、39-3、39-4、40-1、40-2、40-3、40-4、40-5、40-
6、41-2、41-3、41-4、41-5、42-2、42-4、42-5、42-7、42-8、43-1、43-3、43-4、
44-1、44-3、45-1、45-2、45-4、45-5、45-6、46-1、46-2、46-3、46-4、47-1、47-
2、47-3、48-1、48-2、48-3、49-1、49-2、49-3、49-4、49-5、50、52、53、54、55、
56-1、56-4、56-5、56-6、57-1、57-2、58-1、58-2、59-1、59-2、60-1、60-2、60-
3、61-1、61-2、61-3、62-1、62-3、63-1、63-2、63-3、64-1、64-2、64-3、65-1、
65-2、65-3、66-1、66-2、66-3、67-1、67-2、67-3、67-4、68-1、68-2、69-1、69-
2、70-1、70-2、70-3、71-1、71-2、71-3、72-1、72-3、72-4、73-1、73-2、73-3、
73-4、73-5、74-1、74-2、74-3、74-4、75-1、75-2、75-3、75-4、76-1、76-2、76-
3、77-1、77-2、78、79、80-1、80-2、81-1、81-2、82-1、82-2、83-1、83-2、84-
1、84-2、85、86、94-1、95-1、95-2、95-4、95-5、96、97-1、97-2、98、99、100、
101-1、101-2、102、103-1、103-3、104-1、104-3、105、106、107、108、109-1、
110-1、111-1、111-2、112、113-2、113-2、114-9、114-10、114-11、114-12、114-
13、114-14、114-15、115-1、115-3、116-1、116-2、116-3、116-4、116-5、116-6、

116-7、116-8、116-9、117-1、117-3、118-1、118-2、118-3、119-1、119-2、120-1、120-2、121-1、121-2、122、123-1、123-2、124-1、124-2、125、126-1、126-3、127、128、129、130、131、132、133-1、133-2、133-3、134-1、134-2、135-1、135-2、136-1、136-2、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、140-1、141-1、142-1、143-1、144-1、145-1、145-2、146-1、147-1、147-2、148-1、149-1、150-1、151-1、155-1、156、157-3、158-1、159-1、159-3、160-1、160-3、161-1、161-3、162-1、162-3、163-1、163-3、164-1、164-2、165-1、166-1、218-1、219-1、220-1、220-2、221、222、223、224-1、225-1、225-2、225-3、226、227、232-1、233-1、234-1、235-1、236-1、237-1、239-1、240-1、241-1、242-1、242-2、243-1、243-2、244-1、244-2、245-1、246-1、246-2、247

(農地) 宮原 字西下田

168-2、169-1、171-1、172-1、172-3、173-1、174、175、176-1、177-1、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198

(農地) 宮原 字東下田

199-1、200-1、202-1、203、204-1、213-1

(農地) 宮原 字宮之後

541、544、545、546

【重点促進区域8】

(農地) 下田原 字広反歩

1374-2、1375-1、1375-3、1376-1、1376-2、1376-4、1376-5、1463-1、1463-2、1464、1465、1466-1、1466-2、1467-1、1467-2、1468-1、1468-2、1469-1、1469-2、1470、1471-1、1472、1473-1、1474-1、1474-2、1475-1、1476、1477、1478-1、1478-2、1479-1、1479-2、1480、1482、1483-1、1484、1485-1、1486、1487-1、1488-1、1489、1490-1、1491、1492、1493、1494-1、1494-2、1495-2、1496、1497-1、1498-1、1505-1、1506、1507-1、1508-1、1509、1509-1、1510、1511、1512-1、1513-1、1513-2、1514-1、1514-2、1515-1、1515-2、1516、1517、1518、1519、1520、1521

(農地) 下田原 字日向

1522、1522-1、1523、1525-2、1526-1、1526-2、1527、1528、1529、1530-1、1530-2、1530-3、1531-1、1531-2、1532-1、1534-1、1535-1、1537-1、1538-1、1538-2、1553-1、1554-1、1554-2、1555-1、1555-2、1556-1、1556-2、1557、1558-1、1559、1560、1561-1、1561-2、1561-4、1562-1、1563-1、1563-2、1564、1565、1566、1567、1568-1、1568-2、1569-1、1569-2、1570-1、1570-2、1571-1、1572-1、1573、1574-1、1575、1576、1577-1、1578-1、1579、1580、1581-1、1581-2、1581-3、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1588、1589-1、1589-2、1591-1、1591-2、1592-2、1594-2、1595-1、1596、1597、1598-2、1599-2、1602、1603、1603-1、1604、1605-1、1606、

1607、1608、1609-1、1609-2、1610、1613-1

(農地) 下田原 字ワセタ

1791、1792-1、1793-1、1795、1796、1797-1、1798-1、1799、1800-1、1802-1、1802-2、1803-1、1804-1、1805-1、1806-1、1807、1808、1809-1、1810-1、1810-3、1811-1、1811-2、1811-3、1811-4、1811-8、1812-1、1812-6、1813-1、1813-2、1813-5、1814、1815、1817-1、1817-2、1817-3、1817-4、1818-1、1818-2、1827-1、1827-2、1827-3、1828-1、1828-2、1828-3、1829-1、1829-2、1829-3、1830-1、1830-2、1830-3、1831-1、1831-2、1831-3、1832-1、1832-2、1832-3、1833-1、1833-2、1833-3、1834-1、1834-2、1834-3、1835-1、1835-2、1835-3、1836-1、1836-2、1836-3、1837-1、1837-2、1838-2、1839-1、1839-3、1840-1、1840-2、1840-5、1840-6、1841-1、1842-1、1842-2、1843-1、1843-3、1843-4、1844-1、1844-2、1844-4、1844-5、1845-1、1845-3、1845-4、1846-1、1846-2、1847-1、1847-2、1848-1、1848-3、1849-1、1850-1、1851-1、1852、1853-1、1854-1、1855-1、1856、1857、1858、1859、1860、1861-1、1861-2、1862-1、1863-1、1864-1、1865-1、1866、1867、1868-1、1869-1、1869-2、1869-4、1870-1、1870-2、1870-4、1871-1、1871-2、1871-4、1872-1、1873-1、1873-2、1873-3、1874-1、1877-1、1878、1879、1880-1、1881、1882-1、1882-2、1883-1、1883-2、1884-1、1885-1、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1892、1893、1894-1、1894-2、1895-1、1895-2、1896-1

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

本区域内においては、中央自動車道の甲府南 IC の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 2】

本区域内においては、山梨県機械金属工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 3】

本区域内においては、ファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・フィレンツェの隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 4】

本区域内においては、下今諏訪工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談の必要がある。なお、追加の工事が必要な場合であっても、大規模な

整備の必要はない。

【重点促進区域 5】

本区域内においては、中部横断自動車道の南アルプス IC の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談の必要がある。なお、追加の工事が必要な場合であっても、大規模な整備の必要はない。

【重点促進区域 6】

本区域内においては、山梨ビジネスパークが隣接しており、道路、電気、水道等のインフラ整備がされ、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 7】

本区域内においては、中部横断自動車道の六郷ICの隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 8】

本区域内においては中部横断自動車道中富 IC があり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

(地区内の遊休地等の状況)

【重点促進区域 1、2、3】

市内には、遊休農地が 380ha 程あり、その 9 割以上が中山間地域に存在し、中山間地域においては、傾斜地であるとともに道路密度が低く接続道路も狭隘であるため、事業用地としての活用が困難となっている。平坦地においては、農地と住居が混在しており、事業用地への活用適地が少ないうえに、まとまった土地の確保も困難な状況である。

また、農村産業法に基づく産業導入地区（中道地区 下曽根農工団地）があり、分譲可能残面積が 4ha 程あるが、同地区内の小規模な製造所等が細分化された土地のまま 2ha 利用していることに加え、残り 2ha についても相続等の問題から地権者との交渉が速やかにできない状況にあることから、物流等の事業で必要なまとまった土地が確保できない。その他、既存の工業団地、遊休地、工場適地、業務用地など、農用地区域外の土地及び現に宅地化された土地も存在していない。

【重点促進区域 4、5】

本市内には、農用地区域外の土地は存在しているが、小規模な土地で市内に点在して

いることと農用地区域や住宅地と隣接していることから、事業用地としてまとまった土地を確保することが困難な状況である。また、本市内には売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在していない。

【重点促進区域６】

中央市内には、国母工業団地、山梨ビジネスパーク、一町畑工業団地、山梨県食品工業団地、高部工業用地が整備されており、未売却の用地は存在しない。また、遊休農地は45ha程あり、8割近くが中山間地域に存在しており、傾斜地で道幅も狭く、事業用地としての活用は困難である。平坦地においては、住宅地と隣接しており、事業用地の活用は困難である。

【重点促進区域７】

市川三郷町内には、重点促進区域の中に、過去、工場として利用されていたが撤退により利用されていない土地があるが、地域経済を牽引する重要なエリアとしては、既存道路が狭隘な為、利用が困難な土地となっている。

今後も農用地区域を除く未利用地を優先し誘致を進めていくが、周辺の農用地区域も含めることで、今後、地域経済を牽引する重要なエリアとして機能していく。

その他、重点促進区域以外の土地は宅地化が進み、現在は住宅が立ち並んでおり、企業向けのインフラ整備が整っていない状況で、地域経済を牽引していくエリアとしては事業実施が困難な地域となっている。

また、市川三郷町内には、上記以外の売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域８】

身延町町土の8割が森林の中山間地域である。そのため町土の多くは傾斜地であるとともに、道路密度が低く接続道路も狭隘であるため、事業用地としての活用が困難となっている。平坦地においては農地と住居が混在しており、事業用地への活用適地が少ないうえに、まとまった土地の確保も困難な状況である。

なお、農村産業法に基づく産業導入地区（下部地区 常葉農工団地）があり、分譲可能残面積が約1.2ha程あるが、未造成であり、林野化していることから、造成には多額の費用を要するため、今後の造成が困難であることに加えて、接続道路が狭隘であることから、道路整備にも多額の費用が必要となる。

また、町内においてその他の既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において、未利用地及び遊休地は存在しない。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 1、2、3】

農地として重点促進区域に設定された各区域は、甲府市都市計画マスタープランにおいて、特定機能補強地区となっており、その整備方針として、更なる公共交通の充実に努めるとともに、国や県が推進する新たな広域高速交通網を活かした産業系の立地を促進し、積極的な企業誘致や支援施策を進めることとなっている。

加えて、甲府市産業ビジョンにおいて、産業振興を図る取組の方向性の1つとして「産業拠点機能の強化」を掲げ、高速交通網のインフラを武器に、巨大消費地である東京に向けたサプライチェーンの最終地として甲府市をアピールし、物流業者の誘致と活用を行うこととしている。また、ものづくり産業や地場産業を牽引する研究開発拠点や情報発信・交流拠点の形成を促し、特色ある産業の研究や技術を目当てに国内外の研究者やビジネス客が集まる産業拠点となることを目指すとしている。

また、甲府農業振興地域整備計画書において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 4】

農地として重点促進区域に設定された区域については、南アルプス市都市計画マスタープランにおいて、甲府都市計画区域に隣接する地域として、新たな産業地、甲府都市圏を利用圏とする広域施設など、極力一体の街区形成型開発を基本に、優れた地域の景観や環境に調和する開発水準を誘導することとされている。また、新たな産業地、甲府都市圏を利用圏とする広域施設など、極力一体の街区形成型開発を基本に、優れた地域の景観や環境に調和する開発水準を誘導し、また、既に分散的な開発が進んだ地区においては、隣接する集落や田園環境への混乱を抑制し、区域を指定してその拡散を避けることとされている。

また、南アルプス農業振興地域整備計画書においては企業進出による農業者並びに住民の雇用の場を確保することは急務であり、市の責務であることから、今後も企業誘致を積極的に推進することとされている。市内でも、鏡中條地域は兼業農家が多く、農地は水はけが悪いなど農地としての機能は低いことから企業誘致には適地であると考えられている。南アルプス市農業の担い手となる兼業農家の所得確保や雇用機会の拡大を図り、農業と工業との均衡ある発展のため、企業誘致を積極的に推進していくこととされており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域５】

農地として重点促進区域に設定された区域については、南アルプス市都市計画マスタープランにおいて、南アルプス IC 周辺においては、産業・業務系機能等、南アルプス市の発展を誘導する土地利用についての検討を進める区域であり、同 IC 周辺地区と楕円地区市街地間を関連整備検討ゾーンとして計画的な市街地整備の検討を進めることとされている。

また、南アルプス農業振興地域整備計画書においては企業進出による農業者並びに住民の雇用の場を確保することは急務であり、市の責務であることから、今後も企業誘致を積極的に推進することとされている。さらに、南アルプス市農業の担い手となる兼業農家の所得確保や雇用機会の拡大を図り、農業と工業との均衡ある発展のため、企業誘致を積極的に推進していくこととされており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域６】

農地として重点促進区域に設定された区域については、中央市都市計画マスタープランにおいて、長期的な市の発展方向を見据え、コンパクトで緑豊かな田園都市のイメージを損なわないよう、地域の特性に応じた計画的かつバランスのとれた土地利用の形成を図るとしている。

また、中央農業振興地域整備計画書において、農業就業人口が減少傾向にあり、今後増加が予想される離農者や兼業農家の就業の場の確保が大きな課題となっている。このような状況下で、今後とも企業誘致などにより、安定的な就労機会を確保し、雇用創出の実現を図る。さらに新山梨環状道路の全線開通、リニア中央新幹線の開通がもたらす恩恵を最大限に生かして、リニア山梨県駅周辺地域を本市にふさわしい魅力あるエリアとするための整備を計画することとされている。今般、当該区域はリニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域７】

農地として重点促進区域に設定された各区域は、市川三郷町都市計画マスタープランにおいて、新たな活性化拠点ゾーンとなっており、その整備方針として、交通の利便性や良好な環境などの地域特性を活かし、地域の創意に基づき、地域の活性化に寄与するIC周辺土地利用構想の検討を図るとなっている。

今般、当該区域はリニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、

これらの方針と調和したものである。

市川三郷農業振興地域整備計画書において、中部横断自動車道六郷 IC 周辺の土地利用の推進については、「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさ」を目指した市川三郷町総合計画実現のため、優良農用地の保全や周辺の居住環境に配慮しながら、バランスの取れた地域開発に努めると記載されている。

【重点促進区域 8】

農地として重点促進区域に設定された地域は身延町国土利用計画において、周辺環境と調和した適切な土地利用を図ること、IC 周辺のみならず観光地や既存市街地との関連性を踏まえた整備を検討することとされている。

また、身延町農業振興地域整備計画において、中部横断自動車道建設工事等により土地利用や産業面において大きな変化が予想されるため、「第二次身延町総合計画」「身延町過疎地域自立促進計画」等の計画と整合性を図り、農業と他産業の調和のとれた地域づくりを推進することとされている。第二次身延町総合計画においては立地環境の充実に努め環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めることとされており、身延町過疎地域自立促進計画では中部横断自動車道の開通も視野に入れた企業誘致への取り組みや、企業進出の基礎的条件整備に努めるものとされている。

今般、当該区域はリニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

① 農用地区域外での開発を優先すること

【重点促進区域 1、2、3】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 4、5】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 6】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 7】

本区域は、都市計画区域外で用途無指定地域となっているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 8】

本区域は都市計画区域外で用途無指定地域となっているため、農用地区域外での

開発を優先することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

甲府市、南アルプス市、中央市、市川三郷町、身延町には、集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上での必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

甲府市、中央市、身延町では、本区域においてほ場整備事業は実施されていない。

南アルプス市においては、新たなほ場整備事業の計画はあるが、本区域に関してはほ場整備の実施及び計画の対象となっておらず、今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

市川三郷町においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年以上を経過している。

今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

甲府市、中央市、市川三郷町、身延町においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。

南アルプス市においては、現在、農地中間管理機構関連事業が実施されている。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和6年度末日までとする。